

北栄小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日
岐阜県多治見市立北栄小学校

1 基本的な考え方について

いじめは人として決して許されない行為である。しかしながら、どの子どもにも起こり得る可能性があることから、学校、家庭、地域が一体となり、継続して「未然防止」「早期発見」「適切な対応」に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取り組みにあたっては、校長を中心とした学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。特に「いじめのない明るい学校・地域」を目指した未然防止活動は、全教育活動との関わりが大きく、全ての教職員が日々心がけて実践することが求められる。また、いじめ問題に直面した際、「いじめは絶対に許さない」といった毅然とした態度で対応することが、今後一層求められてくる。

いじめとは

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられ児童生徒の立場に立って行うものとする。

※平成25年まで「当該児童生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」となっていたが、上記のように変更となった。

2 未然防止について

未然防止としてのキーワードは「規律、確かな学力、自尊感情の高揚」と考えている。

- (1) 児童の実態をつかむ。多様な実態把握の方法をいかす。児童の実態を継続してとらえる。
- (2) あたたかさと厳しさのある学級経営をすすめる ~規律ある生活~
- (3) 安心して学べる授業を開く ~確かな学力の定着~
- (4) 自己有用感が感じられる特別活動を開く ~自尊感情の高揚~
- (5) 人権教育、道徳教育の充実を図る

3 早期発見について

いじめに気付く力を高める。いじめの態様について知る。

いじめの態様の分類	可能性のある刑罰法規
ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	脅迫、名譽毀損、侮辱
イ 仲間はずれ、集団による無視	※刑罰法規には抵触しないが、同様に毅然とした対応が必要
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	暴行

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	暴行、傷害
オ 金品をたかられる	恐喝
カ 金品をかくされたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	窃盗、器物破損
キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	強要、強制わいせつ
ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	名誉毀損、侮辱

(1) いじめの見えにくさを知る

(2) 早期発見のための手立て

- 日々の観察を丁寧に行う
- 観察する視点をもつ
- 定期的な調査を実施する
- 教育相談体制をつくる
- 日々のふり返りや日記を活用する

◎発見した場合は、情報を共有し早期解決を図る

※いじめ等の調査に関わるアンケート用紙は本人の卒業年まで保管し、聴取りを記録した二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで、保存期間を5年とする。

(3) 相談しやすい環境づくりを進める

4 早期対応について

(1) 基本的な対応の流れ

いじめの情報をつかむ

※個人情報の扱いには十分留意する。

① いじめ防止推進委員会を開く

【メンバー】

- 校長、教頭、教務、生徒指導、担任、学年主任、教育相談主任、教育相談コーディネーター、養護教諭、特別支援コーディネーター、相談員
 (S C、 S S W、 S 相)
 ※生徒指導が主務を務める。
 • 情報内容の確認をする。
 • 事実確認（担当、場所等）の仕方について確認する。

② 実態把握を行う

- ・当事者、周りの児童等に聴き取りを行う。
 ※同時に、個々に、別々の場所で行う
- ・いつ、どこで、誰が、誰に、どんなことを、どのようにされたか（したか）、きっかけ、その時の心情などを確實に聴き取る。
 ※必ず記録をする。

③指導体制・方向を確認する

- ・個々に聞き取った情報を確認、共通理解する。
- ・情報を集約し、指導の方向を明確にする。
- ・聞き取った内容、指導の方向を、全教職員で共通理解する。
- ・対応する職員の役割分担、指導計画を明確にする。
- ・関係諸機関に連絡する。

④児童への指導・援助を行う

- ・いじめられた児童を保護し、不安を取り除く（別室考慮）
- ・加害者、傍観者を含め、学年児童に、「いじめは絶対に許されないこと」を継続指導する。

⑤保護者と連携する

- ・直接面談し、具体的な対応の仕方を共通理解する。
- ・様子を見てもらうなど協力を求め、連携の方法を確認する。

⑥事後の対応を進める

- ・継続的に指導援助をする。
- ・S C等を活用し、定期的なカウンセリングを進める。
- ・定期的に保護者に連絡をし、児童の様子を交流する。
- ・いじめを許さない指導を継続的に行い、誰もが大切にされる学級経営を進める。

※犯罪行為、触法行為として取り扱われるべきいじめについては、管理職の指導のもと、教育委員会、所轄警察署、子ども相談センター等に連絡をし、連携して対応を進める。また、子どもや保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その意向を踏まえ重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

(2) 重大事態への対応

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次のような対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、速やかに教育委員会を通じて市長に報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を即座に実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係、その他必要な情報を適切に提供する。

(3) ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめの事例・巻き込まれたトラブルの事例だけでなく、どのように利用しているかを知ることも必要。インターネットを通じて行われるいじめ防止のために、保護者及び生徒に啓発活動を行う。

5 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめの対応及び再発防止に関する事を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

6 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはせず、いじめを受けた子どもに対する行為が止んでいる状態が相当の期間（三ヶ月を目安とする）継続しており、なおかつ、いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められるとき、いじめが「解消している」状態と判断するものとする。